	渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ⅲ	ニ（※）	平成30年３月28日
	（※）　平成34年度までの暫定目標　全窒素1.0mg/Ｌ　全燐0.078mg/Ｌ			
（略）				
10　荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川	二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
	荒川貯水池（彩湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成30年３月28日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
（略）				

	渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ⅲ	ニ（※）	平成25年６月５日
	（※）　平成29年度までの暫定目標　全窒素1.3mg/Ｌ　全燐0.078mg/Ｌ			
（略）				
10　荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川	二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
	荒川貯水池（彩湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成25年６月５日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
（略）				

○環境省告示第二十九号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月二十八日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

別表（告示別表２の２のウ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
10　諫早湾潮受堤防、長崎県瀬詰埼から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域（有明海）	有明海（全域。ただし、有明海㈠及び有明海㈡に係る部分を除く。）	海域生物Ａ	イ	平成30年３月28日
	有明海㈠（別記27の水域）	海域生物特Ａ	イ	平成30年３月28日
	有明海㈡（別記28の水域）	海域生物特Ａ	イ	平成30年３月28日

改正前

別表（告示別表２の２のウ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
（新設）				